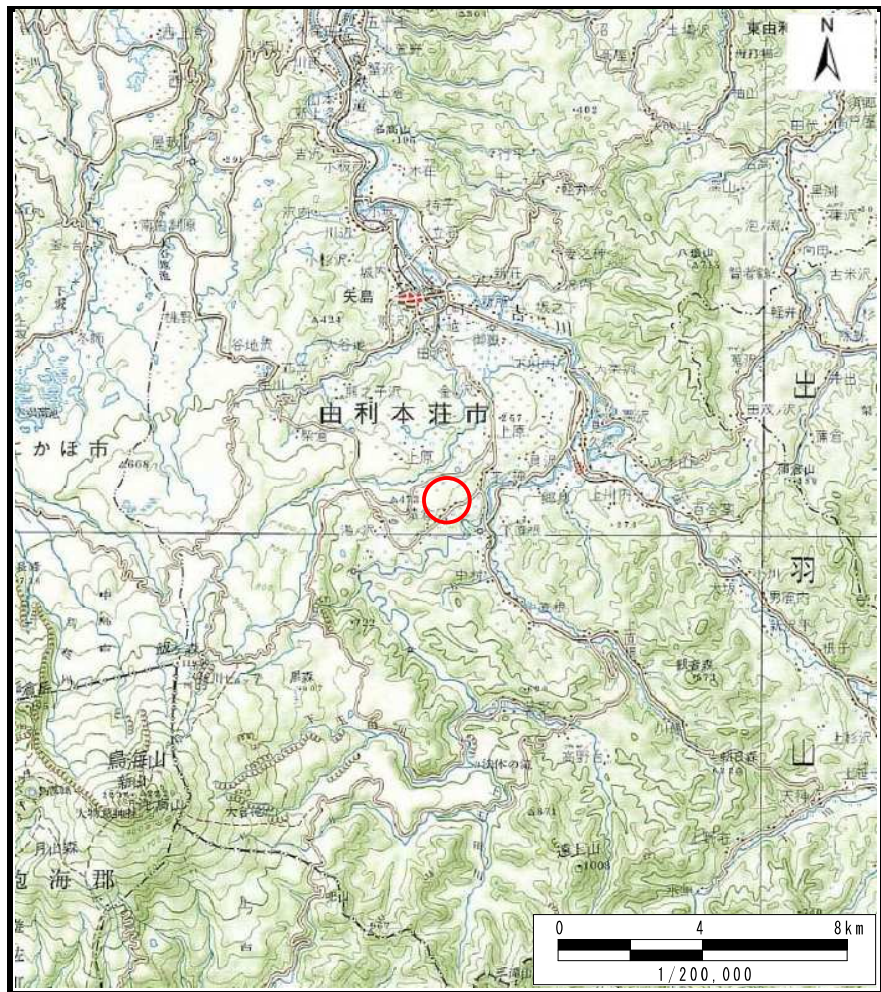
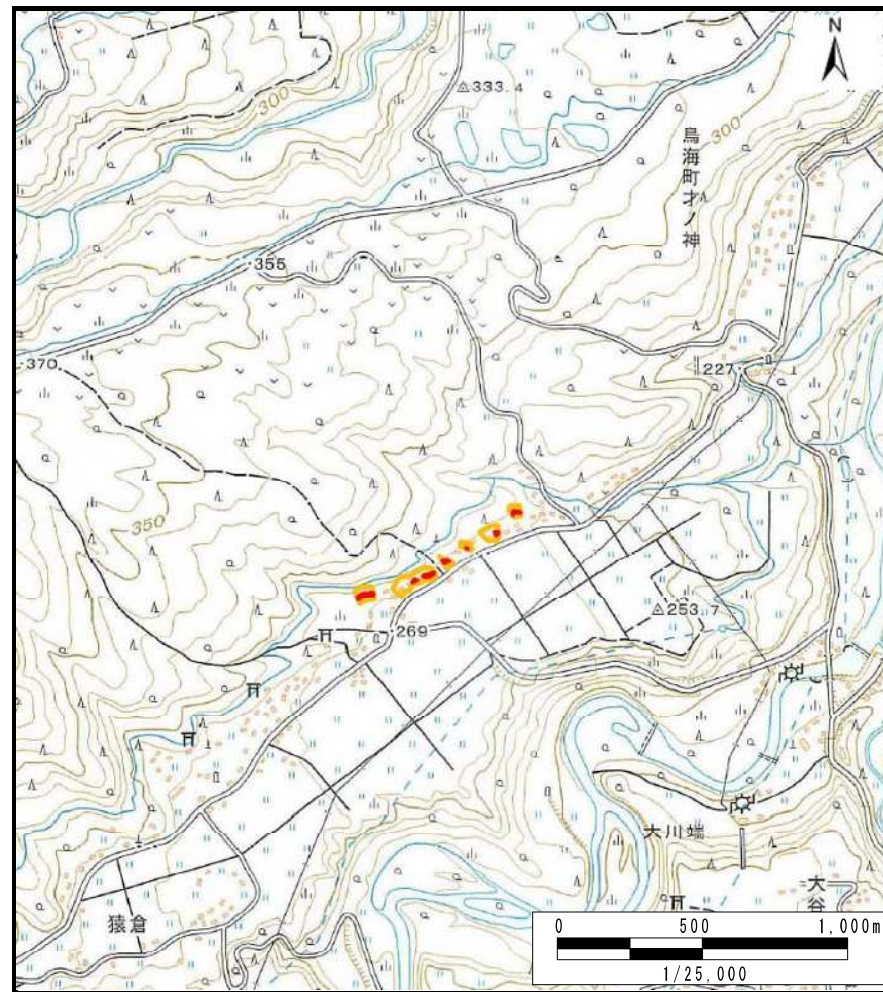


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)

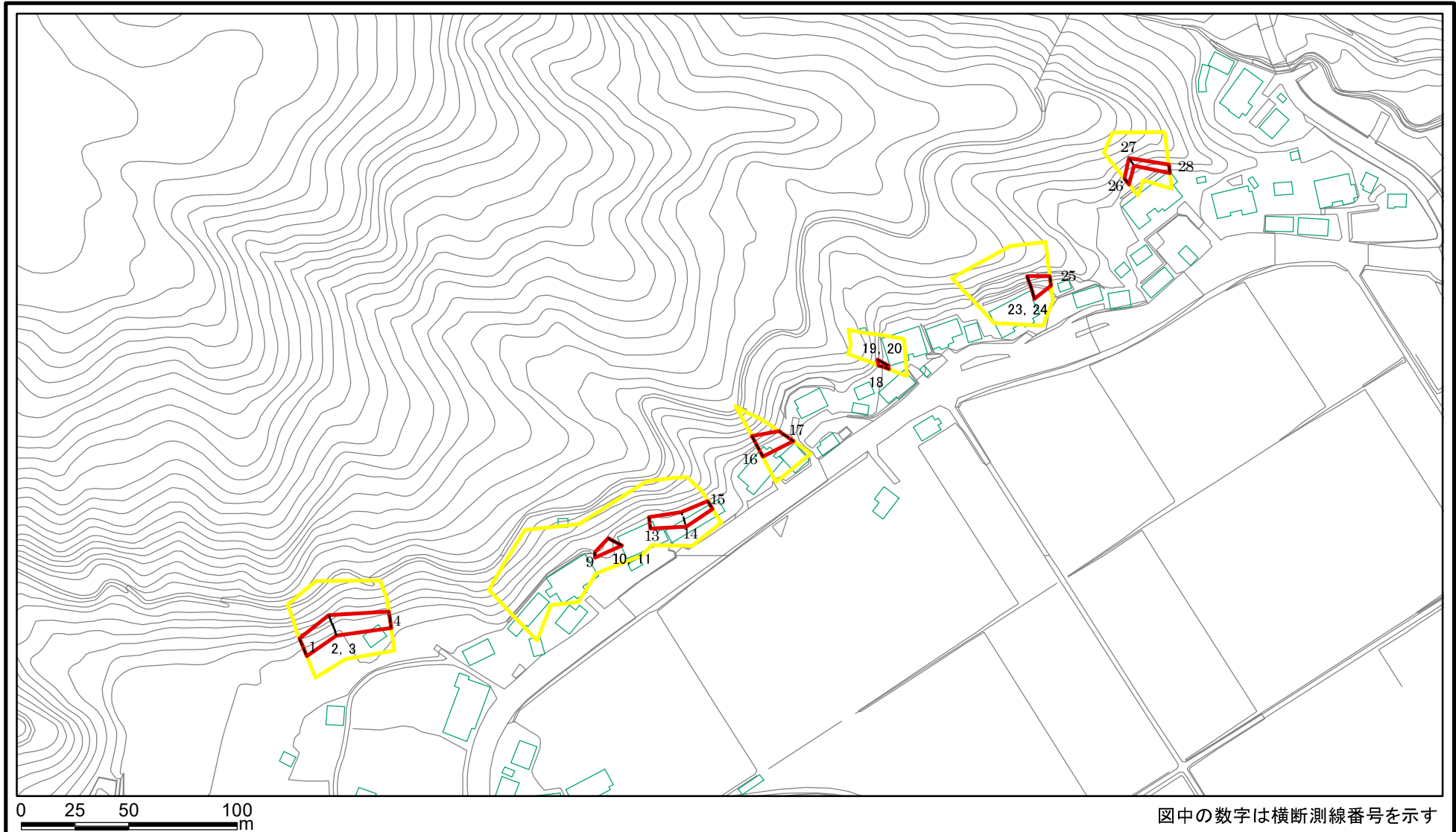


(1/25,000)

様式-1 (急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	I-785
	箇所名	猿倉2号
	所在地	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字宮ノ沢及び羽木沢

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 386」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

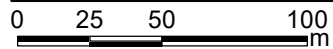
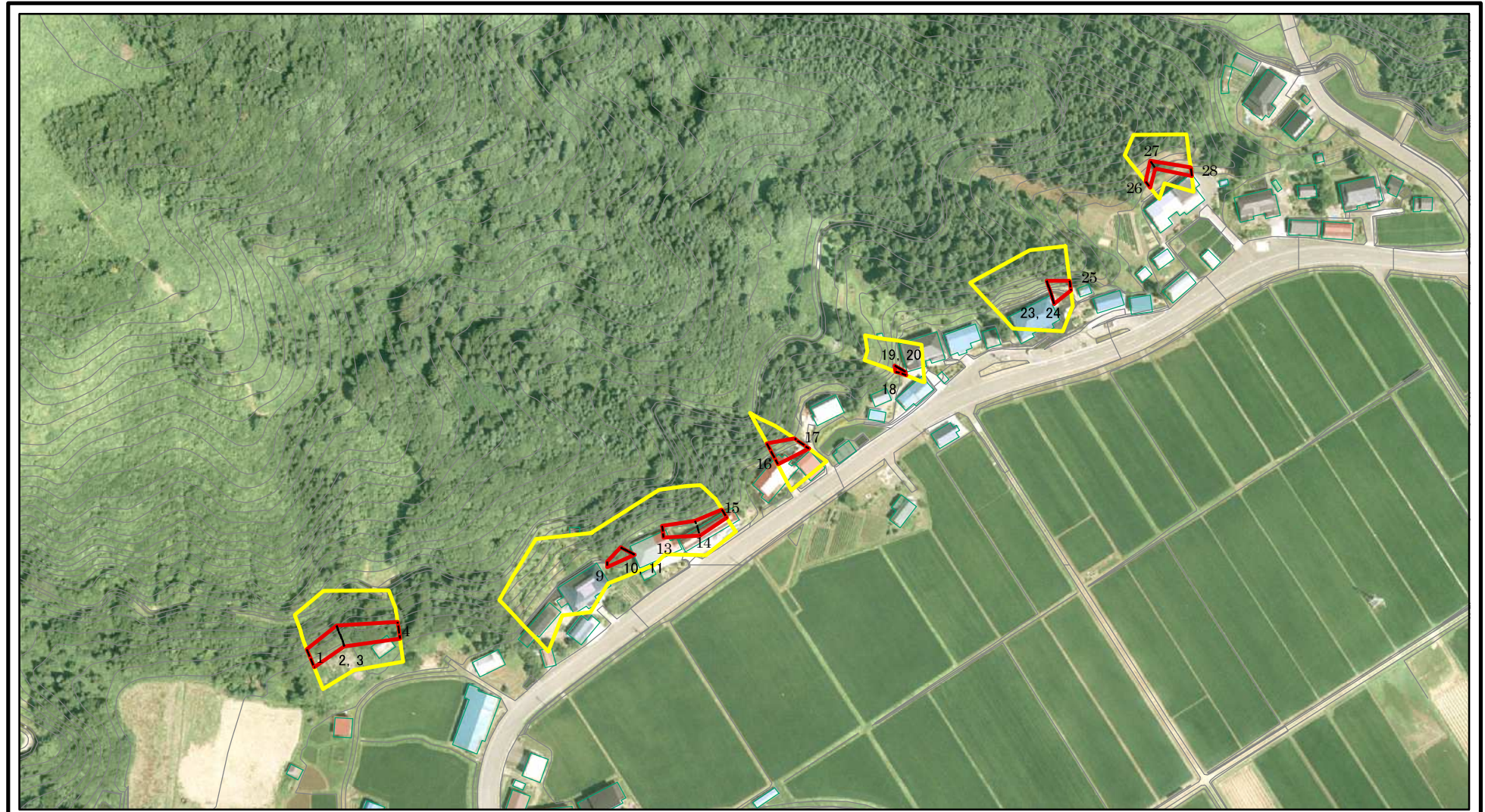
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

	縮尺
	1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第361号
告示年月日	令和3年6月22日

箇所番号	I-785
箇所名	猿倉2号
所在地	秋田県由利本荘市島海町猿倉字宮ノ沢及び榎木沢

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

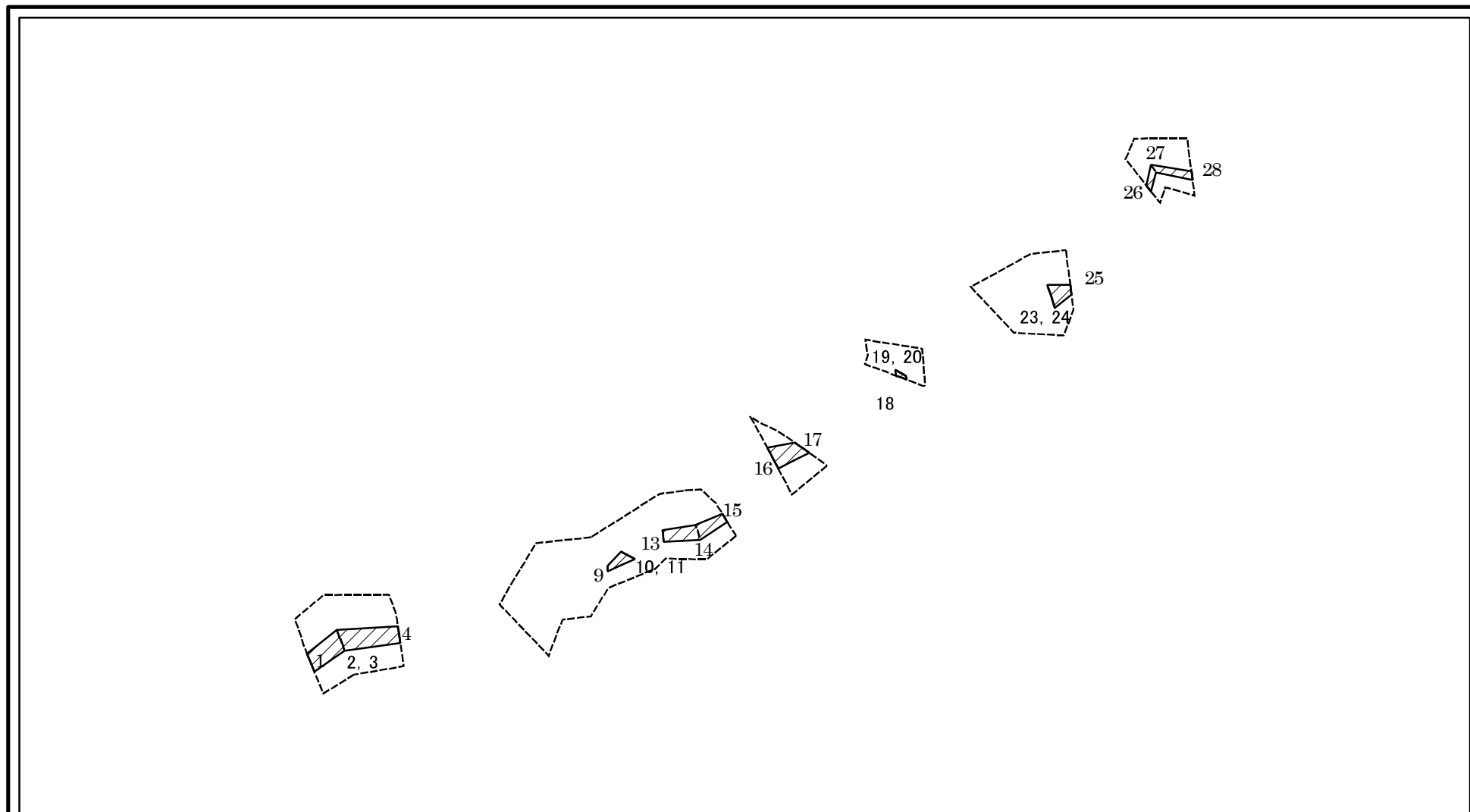
様式-2(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

	縮尺
	1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-785
告示番号	第361号	箇所名	猿倉2号
告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県由利本荘市島海町猿倉字宮ノ沢及び羽木沢

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 (その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

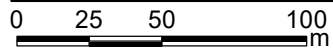
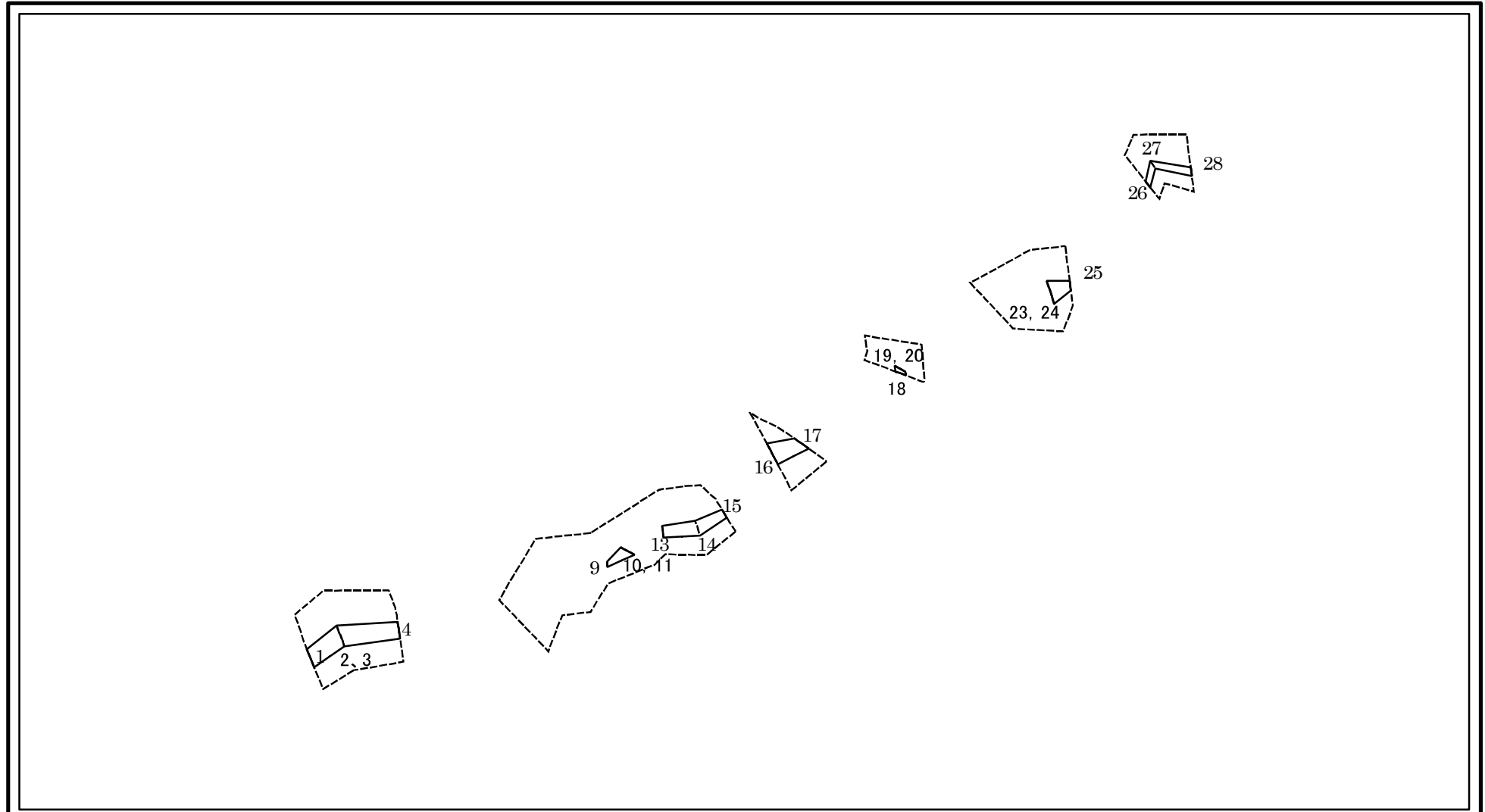
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

±	縮尺	1:2,500
----------	----	---------

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第361号
告示年月日	令和3年6月22日

箇所番号	I-785
箇所名	猿倉2号
所在地	秋田県由利本荘市鳥海町 猿倉字宮ノ沢及び榎木沢

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 (その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			土 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-785
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第361号	箇所名	猿倉2号
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県由利本荘市島海町 猿倉字 宮ノ沢及び榎木沢

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
1 ~ 2	-	-	76.40	1.00	-	-	7.84	1.78	27 ~ 28	-	-	54.24	1.00	-	-	9.64	2.19
2 ~ 3	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
3 ~ 4	-	-	76.40	1.00	-	-	8.86	2.01	~								
~									~								
5 ~ 6	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
9 ~ 10	-	-	68.80	1.00	-	-	10.23	2.33	~								
10 ~ 11	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
11 ~ 12	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
12 ~ 13	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
13 ~ 14	-	-	68.30	1.00	-	-	8.04	1.83	~								
14 ~ 15	-	-	68.30	1.00	-	-	8.93	2.03	~								
~									~								
16 ~ 17	-	-	84.27	1.00	-	-	8.40	1.91	~								
~									~								
18 ~ 19	-	-	59.26	1.00	-	-	9.65	2.19	~								
19 ~ 20	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
~									~								
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
23 ~ 24	-	-	84.30	1.00	-	-	8.24	1.87	~								
24 ~ 25	-	-	84.24	1.00	-	-	8.30	1.89	~								
~									~								
26 ~ 27	-	-	51.46	1.00	-	-	9.64	2.19	~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-785
	告示番号	第361号	箇所名	猿倉2号
	告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字ノ沢及び棚木沢